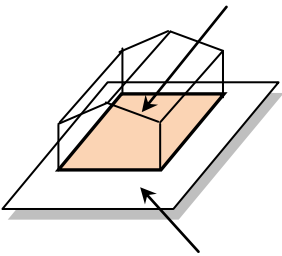
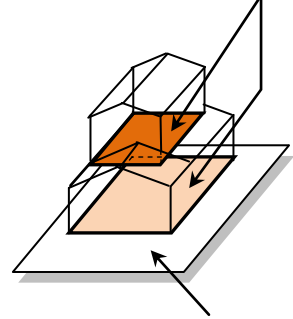
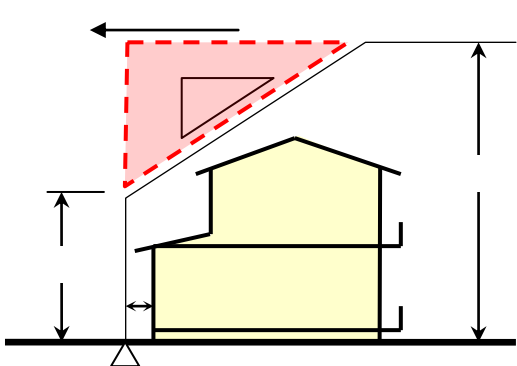
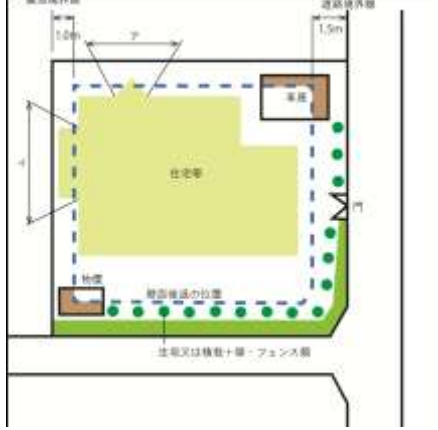


牛網地区地区計画チェックシート

(区画番号:)

提出書類 (□にレを記載)

□案内図 (1/2500 以上) □配置図 (1/100 以上) □平面図 (1/100 以上) □構造図・詳細図 (適宜) □立面図 (1/100 以上)

地区整備計画区域	<ul style="list-style-type: none"> ● 低層専用住宅地区 	備考	
まちづくりの方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 戸建専用住宅を主体に、閑静な落ち着いた住宅地を形成します 		
地区整備計画(まちづくりのルール)	<p>建物の用途</p> <p>右記該当する箇所へ○印をつけること</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地区内で建築することが出来る建築物の用途は以下のとおりとします。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 住宅で、戸建て及び二世帯住宅の建築に係る長屋形式のもの。 2. 下記の(ア)～(カ)の用途の併用住宅で、延べ面積の1/2以上を居住の用に供し、かつ、非住宅部分の用途を兼ねる部分の床面積が50㎡以下のもの。 <p>なお、専用の店舗、事務所、工場・倉庫等の建築は禁止します。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 事務所。(汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これに類する自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く) (イ) 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店。 (ウ) 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣裳屋、貸本屋その他これに類するサービス業を営む店舗。 (エ) 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗。 (オ) 自家販売のための食品製造業(食品加工業を含む)を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これに類するもの。 (カ) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これに類する施設。 (キ) 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房。 (ク) 診療所。(医療法に基づく医師又は歯科医師に管理される入院施設のないもの) 3. 地区集会施設。 4. 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令で定める公益上必要な建築物。 5. 住宅や併用住宅に附属する物置、倉庫、車庫、農業用倉庫。なお、畜舎の建築は禁止。 		
	<p>建ぺい率</p> <p>() 内へ数値記入し計算する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 50%以下 <p>建築面積÷敷地面積＝建ぺい率 () ÷ () = ()</p>	<p>【建ぺい率】</p>
	<p>容積率</p> <p>() 内へ数値記入し計算する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 80%以下 <p>延床面積÷敷地面積＝容積率 () ÷ () = ()</p>	<p>【容積率】</p>
	<p>敷地面積の最低限度</p> <p>() 内へ数値記入し計算する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 200㎡以上 <p>() ㎡</p>	 
	<p>建築物の高さの最高限度</p> <p>() 内へ数値記入し計算する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 10m 以下 () m ● 第1種高度地区並の斜線制限 	<p>【斜線制限】</p> 
	<p>壁面の位置</p> <p>() 内へ数値記入し計算する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路境界線から1.5m以上 () m ● 隣地境界線から1.0m以上 () m 	<p>【壁面の位置】</p> 
	<p>建築物の形態・意匠</p> <p>() 内へ色及び有無を記入する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物の外壁若しくはこれに代わる柱又は工作物の色彩は、派手なものを避け、落ち着いたもの。 ● 屋外広告物は、周辺の環境と調和するよう、大きさ及び設置場所に配慮する。 	<p>外壁等の基本の色 ()</p> <p>屋外広告の設置の有無 (有・無)</p>
	<p>かき・柵の構造</p> <p>有無及び() 内へ数値を記入する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 境界に垣又はさくを設ける場合は、生け垣とするか、見通しのよいさく、又はその併用とする。 ● 道路に面して設ける垣又はさくの基礎部分の構造物の高さは60cm程度とする。 	<p>垣またはさくの設置の有無 (有・無)</p> <p>道路に面してかきまたはさくの設置の有無 (有・無)</p> <p>有の場合 高さ() cm</p> 